

大東市建設事業再評価実施要綱

〔平成15年11月21日〕
要綱第75号

改正 平成19年1月11日 要綱第1号 平成19年3月30日 要綱第23号
平成19年11月21日 要綱第68号

(目的)

第1条 この要綱は、建設事業の効率性および実施過程の透明性の向上を図るため、大東市が実施する建設事業について、進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえた再評価を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(再評価対象事業)

第2条 再評価の対象とする事業（以下「対象事業」という。）は、大東市が実施する建設事業のうち、次に掲げるものとする。ただし、維持管理に係る事業を除く。

- (1) 事業費が予算化された年度（以下「事業採択」という。）から5年を経過した後においても未着工の建設事業
- (2) 事業採択から10年を経過した後においても継続中の建設事業
- (3) 再評価を実施してから5年（下水道事業については10年）を経過した後においても未着工または継続中の建設事業

(再評価の方法)

第3条 再評価は、次に掲げる事項について実施する。

- (1) 事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況等、対象事業の必要性に関する事項
- (2) 事業の進捗見込みに関する事項
- (3) コスト縮減や代替案立案等の可能性に関する事項

2 市長は、対象事業に係る前項の事項に関する一覧表および調書を作成する。

(再評価結果等決定)

第4条 市長は、再評価を行うにあたって、必要に応じ対象事業の継続、中止、休止等、事業の見直しを行うための対応方針を策定し、次条に定める委員会に意見を求め、その意見を尊重して再評価結果を決定する。

(再評価委員会)

第5条 市長は、再評価および対応方針（以下「再評価等」という。）の公正性を確保するため、学識経験者等で構成する大東市建設事業再評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第6条 委員会は、市長から意見を求められた再評価等について審議を行い、市長に対して意見の具申を行う。

(組織)

第7条 委員会は、委員5人以内で組織し、委員は、市政について公平な立場にあり、かつ、優れた識見を有する者の中から市長が委嘱する。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会の議長となり、会議を掌理する。

4 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、再評価を実施する課等において行う。

(結果の公表)

第10条 市長は、再評価等の結果について、これを公表する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、建設事業再評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年要綱第23号）抄
（施行期日）

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年要綱第68号）

この要綱は、公布の日から施行する。

